

## 第2編 災害予防



## 第2編 災害予防

風水害・雪害・土砂災害、地震災害及び火山災害などに備えて災害の発生を予防、又は発生を最小限に抑えるためには、以下の予防対策が重要である。

- 大雨・土砂災害、強風、大雪又は大規模地震、火山災害に見舞われても、それに耐えられる災害に強いまちづくりを推進する。
- 災害の発生に対して、又は未然防止のために、迅速かつ的確な災害応急活動を実施できるように、町の応急活動体制を構築する。
- 「自らの命は自らが守る」を基本とする住民の自助による防災活動を推進する。

このことから、町の災害予防は、「災害に強いまちづくり」、「迅速かつ円滑な災害応急対策への備え」、「住民による防災活動の促進」、「災害時の要配慮者の安全確保」及び「その他の災害予防対策の推進」によって構成する。

以下に、災害予防計画の構成を示す。

## 第2編 災害予防

### 第1節 災害に強いまちづくり

町及び防災関係機関が実施する、主にハード面からの防災対策について、個々の予防計画を定める。

### 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

町及び防災関係機関が実施する、主にソフト面からの防災対策について、個々の予防計画を定める。

### 第3節 住民等の防災活動の促進

自助及び共助の考えから住民が実施し、町が支援する防災活動について、個々の予防計画を定める。

### 第4節 災害時の要配慮者の安全確保

災害時に自らの安全を自力で守ることができない要配慮者の安全を確保するため、町、防災関係機関及び住民が実施する予防計画を定める。

### 第5節 その他の災害予防対策の推進

風水害・雪害・土砂災害、地震災害及び火山災害以外の災害、及び上記各節には含まない個々の予防計画について定める。

## 第1節 災害に強いまちづくり

### 第1 土砂災害対策

#### 1 砂防事業の促進等

町は、土砂災害危険箇所や山地災害危険地区について、県による急傾斜地崩壊危険区域等の法指定を推進し、砂防事業や治山事業による防災工事を推進する。

また、町及び県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）による土砂災害特別警戒区域について、特定の開発行為や建築物の構造等の規制及び必要に応じて建築物の移転勧告等を行う。

#### 2 斜面造成地の災害防止対策の推進

##### (1) 宅地造成工事規制区域内の保全対策等

宅地造成工事規制区域内の土地に、がけ崩れや土砂流出等の災害の生じるおそれがあった場合、その所有者、管理者、占有者等に対して速やかに必要な措置を講じるよう指導するとともに、宅地防災工事融資制度の活用により改善措置の推進に努める。

##### (2) 宅地造成工事規制区域外の開発規制等

地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の位置、規模等を特定し、その結果を踏まえた宅地の耐震化目標の設定、平成18年に改正された宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定等を総合的に推進する。

#### 3 土砂災害警戒区域等の指定

本町において、土砂災害防止法に基づく指定区域は、平成27年1月現在、5地区で111箇所が指定されており、このうちの105箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている（土砂災害ハザードマップ」（平成27年3月、長野原町）を参照のこと）。

#### ■土砂災害警戒区域・特別警戒区域の概要

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン） （土砂災害防止法施行令第二条）	土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン） （土砂災害防止法施行令第三条）
<p>■急傾斜地の崩壊</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域</li> <li>急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域</li> <li>急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域</li> </ul> <p>■土石流</p> <p>土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域</p> <p>■地滑り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地滑り区域（地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域）</li> <li>地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域</li> </ul>	<p>土砂災害特別警戒区域内の建築物については、木造・プレハブ等の建物が壊れ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域をいう。</p> <p>・急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により、建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域</p>

出典）国土交通省

## 第2編 災害予防

### <第1節 災害に強いまちづくり>

#### 4 警戒避難体制の強化

##### (1) 土砂災害警戒区域対策

土砂災害防止法による土砂災害警戒区域が指定された場合には、次の事項を「第3編 災害応急対策 第1章 風水害・雪害・土砂災害対策」に定める。

- 土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等に関する事項
- 同区域内に、要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等に関する事項
- 土砂災害に係る避難訓練の実施

##### (2) 避難勧告等の伝達マニュアルの作成

町は、県及び河川管理者と連携して、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難勧告等の伝達マニュアル」の作成に努める。

##### (3) 土砂災害警戒情報の活用

町は、大雨による土砂災害等の発生の危険性が高まったときに、前橋地方气象台と群馬県県土整備部砂防課が共同で作成・発表する「群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報」を避難勧告等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう、活用・周知に努める。


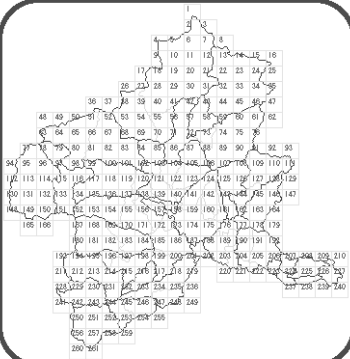
**群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報**

**お知らせ**

更新 **00057071**

■土砂災害危険箇所などは、このURLで確認して下さい。  
<http://mapping-gunma.pref.gunma.jp/pref-gunma/top/mapselectgroup.asp?mct=7>

2014年11月08日 13時20分現在

防災気象情報	土砂災害危険度情報
<p>大雨注意報、大雨警報、土砂災害警戒情報の発表状況を、市町村別に表示します。</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p style="text-align: center;"><b>防災気象情報 発表なし</b></p><p style="text-align: center;">凡例</p><ul style="list-style-type: none"><li><span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #f90; border: 1px solid #ccc; margin-right: 5px;"></span> 土砂災害警戒情報</li><li><span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #f00; border: 1px solid #ccc; margin-right: 5px;"></span> 大雨警報</li><li><span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #fff; border: 1px solid #ccc; margin-right: 5px;"></span> 大雨注意報</li></ul><p style="text-align: center; border: 1px solid #ccc; padding: 2px; margin-top: 10px;"><b>土砂災害 警戒情報とは</b></p></div>	<p>地域の土砂災害発生の危険度を5キロ四方で10分おきに更新しています。 崖や沢の近くなど、土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心めて下さい。</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p style="text-align: center;"><b>危険度情報 なし</b></p><p style="text-align: center;">凡例</p><ul style="list-style-type: none"><li><span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #f00; border: 1px solid #ccc; margin-right: 5px;"></span> 現在土砂災害の多発するおそれがある地域</li><li><span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #f90; border: 1px solid #ccc; margin-right: 5px;"></span> 1時間後土砂災害の多発するおそれがある地域</li><li><span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #fff; border: 1px solid #ccc; margin-right: 5px;"></span> 2時間後土砂災害の多発するおそれがある地域</li><li><span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #fff; border: 1px solid #ccc; margin-right: 5px;"></span> 3時間後土砂災害の多発するおそれがある地域</li></ul><p style="text-align: center; border: 1px solid #ccc; padding: 2px; margin-top: 10px;"><b>土砂災害 危険度情報とは</b></p></div>

関連リンク

群馬県県土整備部砂防課

「群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報」(「URL : <http://www.dosya-keikai-gunma.jp>」参照)

**(4) 土砂災害ハザードマップの作成**

土砂災害等の危険箇所について、ハザードマップの作成・配布等により住民に周知する。特に、土砂災害警戒区域については、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を、土砂災害ハザードマップ等を活用して住民に周知する。

なお、町では、地域防災計画の見直し（平成26年度）と並行して土砂災害ハザードマップを作成している。

**(5) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化**

町は、斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握・観察する。また、長雨、豪雨等が予想される場合は、関係機関と連携し、危険箇所のパトロールを随時行う。

**(6) 土砂災害の危険区域の周知**

町は、土砂災害から住民の生命、財産を保護するため、ハザードマップの作成や広報紙への掲載、説明会の開催、さらには現場への標識の設置等の方法により、地区住民に対し、土砂災害危険区域の位置及び予想される災害の態様を周知する。

**(7) 要配慮者への配慮**

町は、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、地域防災計画において、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

**■土砂災害の前兆現象の種類**

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山・斜面 ・がけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溪流付近の斜面が崩れ出す</li> <li>・落石が生じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がけに割れ目がみえる</li> <li>・がけから小石がパラパラと落ちる</li> <li>・斜面がはらみだす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地面にひび割れができる</li> <li>・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする</li> </ul>
	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川の水が異常に濁る</li> <li>・雨が降り続けているのに川の水位が下がる</li> <li>・土砂の流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表面流が生じる</li> <li>・がけから水が噴出す</li> <li>・湧水が濁り出す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沢や井戸の水が濁る</li> <li>・斜面から水が噴き出す</li> <li>・池や沼の水かさが急減する</li> </ul>
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濁水に流木が混じり出す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木が傾く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木が傾く</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溪流内の火花</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家や擁壁に亀裂が入る</li> <li>・擁壁や電柱が傾く</li> </ul>
聴 覚		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地鳴りがする</li> <li>・山鳴りがする</li> <li>・転石のぶつかり合う音がする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の根が切れる音がする</li> <li>・樹木の揺れる音がする</li> <li>・地鳴りがする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の根が切れる音がする</li> </ul>
臭 覚		<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐った土の臭いがする</li> </ul>	—	—

出典) 国土交通省

## 第2編 災害予防

### <第1節 災害に強いまちづくり>

## 第2 水害対策

### 1 治水対策の推進

町は、内水はん濫等による町内の浸水被害の解消、軽減を図るため、住民からの要望や雨水対策に係る事業の計画について、雨水対策事業推進会議等を通じて、協議・調整し、事業の円滑な推進を図る。

### 2 水防体制の充実

町は、消防団と連携して、毎年出水期前に県水防計画に準じて、水防計画を作成し、水防訓練の実施、水防倉庫、資機材の整備・点検等を行い、洪水への備えに万全を期する。

### 3 ダム整備事業の推進

河川管理者は、洪水被害を軽減するため、洪水調節機能を有するダムの整備を推進するものとする。なお、吾妻川では、利水、治水、発電を目的とする国直轄事業の多目的ダムであるハッ場ダムが建設中である。ハッ場ダムの事業概要を以下に示す。

#### ■ハッ場ダムの事業概要

項目	内容
場所	群馬県吾妻郡長野原町（利根川水系吾妻川）
目的	<ul style="list-style-type: none"><li>・洪水調節（利根川の洪水防御） ダム地点の計画高水流量 3,000m<sup>3</sup>/sec の内、2,800m<sup>3</sup>/sec の洪水調節</li><li>・流水の正常な機能の維持</li><li>・水道用水の供給 （群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、茨城県等；最大 21,389m<sup>3</sup>/sec）</li><li>・工業用水の供給（群馬県、千葉県：最大 0.82 立方メートル毎秒）</li><li>・発電（群馬県：最大出力 11,700kW）</li></ul>
諸元	重力式コンクリートダム（高さ：116メートル） 総貯水容量 1億750万立方メートル
工期	昭和42年度～平成31年度

資料）県ホームページ「ハッ場ダムの事業概要」

## 第3 雪害対策

### 1 雪崩対策施設の整備

町は、民家、学校、病院等を対象に、県、関東地方整備局及び関東森林管理局が雪崩による災害を防止するために行う、雪崩危険箇所への予防柵、防護柵、階段工、土塁工、雪崩防止林等雪崩対策施設の整備を推進する。

### 2 雪に強い道路の整備

道路管理者（町、中之条土木事務所、高崎河川国道事務所）は、山間地道路における冬の交通を確保するため、次の道路整備を進める。



- 雪崩危険箇所における雪崩予防柵、防護柵、スノーシェッド等の設置
- 消融雪施設、流雪溝等の設置
- 堆積帯及びチェーン着脱帯の確保

### 3 道路の除雪体制の整備

道路管理者は、山間地道路における冬期の交通を確保するため、次により除雪体制を整備するものとする。

- 除雪資機材の整備、排雪場所の確保及び融雪剤の備蓄
- 除雪資機材の格納庫、融雪剤の保管庫、除雪要員の詰所及び積雪観測施設の機能を有する除雪基地の整備
- 除雪要員の確保
- 自主防災組織や消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくり
- 自助・共助による生活道路の除雪等「大雪時の留意事項」の周知

### 4 除雪（雪下ろしを含む）援助体制の整備

山間部、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等、個人での除雪作業が困難な地区等では、民生委員・児童委員、区会、自主防災組織及び消防団等の地域コミュニティ、町による対応も必要となってくるため、町は、豪雪を想定した地域住民等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを推進するとともに、孤立集落における要配慮者対策を強化する。

## 第4 災害に強いまちづくりの推進

### 1 地震に強いまちづくりの推進

町は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努める。

また、町は都市計画を定めるに当たって、地震に強い都市構造の形成のため、必要に応じて、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努める。

特に、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地帯などについては計画的に整備し、災害時における電気・水道・ガス・電話等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努める。

### 2 都市防災構造化推進事業の利用

町は、地震に強いまちづくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて利用する。

- 災害危険度判定等調査事業
- 住民等のまちづくり活動支援事業

## 第2編 災害予防

### <第1節 災害に強いまちづくり>

## 第5 建築物の安全化

町及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設（以下、この節において「公共建築物等」という。）については、耐震性の確保に特に配慮するものとする。また、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

現行の建築基準法の適用を受けない建築物については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成18年6月改正）（以下「耐震改修促進法」という。）第5条第7項の規定に基づき、国の基本方針及び群馬県耐震改修促進計画等を勘案して策定した長野原町耐震改修促進計画（平成22年2月）により、住宅・建築物の耐震診断・改修の促進施策を充実し、計画的な耐震化を促進する。また、緊急輸送道路沿道の建築物を100%耐震化し、災害時の輸送路・避難路を確保する。

### ■長野原町の建築物の耐震化の現況と目標

区分	現況 (平成21年度)	将来目標値 (平成27年度)	備考
住宅	約58%	85%	—
特定建築物	約63%	90%	小中学校、幼稚園・保育所、老人ホーム、病院、店舗等の多数の方が利用する一定規模以上の建築物

資料)「長野原町耐震改修促進計画」(平成22年2月、長野原町)

#### 1 公共建築物等の耐震性確保

町及び公共建築物等の施設管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断、耐震補強工事及び定期の点検に努める。

なお、町は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

#### 2 一般建築物の耐震性強化

町は、昭和55年に制度化された新耐震設計以前の建築物の所有者又は管理者に対し、耐震性強化の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性強化を指導する。

#### 3 窓ガラス等の落下物防止対策等

町は、建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行い、実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。また、天井等の落下対策についても啓発・必要に応じて改修を指導する。

#### 4 ブロック塀等の倒壊防止対策

町は、住民に対しブロック塀又は石垣の安全点検及び耐震性の確保について啓発を行い、実態調査の結果、危険なブロック塀等の所有者又は管理者に対し、作り替えや生け垣化等を奨励する。

## 5 ライフライン設備の防災化

設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。

## 6 危険物施設等の安全確保

町内に設置されている危険物施設を把握し、種別及び対応策を検討、その準備を行う。

# 第6 火山災害対策

県内には、浅間山、日光白根山、赤城山、榛名山、草津白根山の5つの活火山が存在し、浅間山、草津白根山、日光白根山については気象庁により24時間常時観測・監視されている。なかでも、町の最寄りの火山である浅間山及び草津白根山に関しては噴火警戒レベルが導入されている。

県では、浅間山及び草津白根山の噴火等による被害の軽減を図るため、本町を含む火山周辺町村等関係機関による連絡協調体制を整備し、火山災害に備えることを目的に、昭和54年に「群馬県火山防災対策連絡会議」を設立した。

以下に、町の火山災害の予防対策について定める。

## 1 噴火警報等の概要

### (1) 気象庁が発表する噴火警報及び噴火予報

気象庁は、気象業務法に基づき、平成19年12月1日より噴火災害軽減のため噴火警報及び噴火予報の発表を開始した。

噴火警報及び噴火予報は、全国の活火山を対象とし火山ごとに警戒等を必要とする市区町村を明示して発表するものである。

### ■噴火警戒レベル導入火山（浅間山、草津白根山）

区分	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
	(略称) 「噴火警報」		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	(略称) 「火口周辺警報」	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	—	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

出典)「平成26年度火山噴火(爆発)防災計画」(群馬県火山防災対策連絡会議)

## 第2編 災害予防

### <第1節 災害に強いまちづくり>

#### ■噴火警報及び噴火予報

種 類	内 容
噴火警報	<p>気象庁火山監視・情報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流等）の発生やその拡大が予想される場合等に、警戒が必要な範囲（影響範囲）を明示して発表する。</p> <p>警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」（略称は「火口周辺警報」）として発表する。</p>
噴火予報	<p>気象庁火山監視・情報センターが、噴火警報の解除を行う場合等に発表する。</p>
噴火警戒レベル	<p>噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や必要な防災対応を踏まえて5段階に区分したものである。住民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードをつけて警戒を呼びかける。</p> <p>噴火警戒レベルは、噴火警報・予報に含めて発表する。また、各火山の火山防災協議会において、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、導入や改善を行う。県内では、浅間山と草津白根山について噴火警戒レベルが導入されている。</p>

『 資料4. 3 「浅間山の噴火警戒レベル」参照 』

#### (2) 気象庁が発表するその他の火山活動等に関する情報

気象庁は、噴火警報・予報のほか、以下の火山防災情報を提供する。

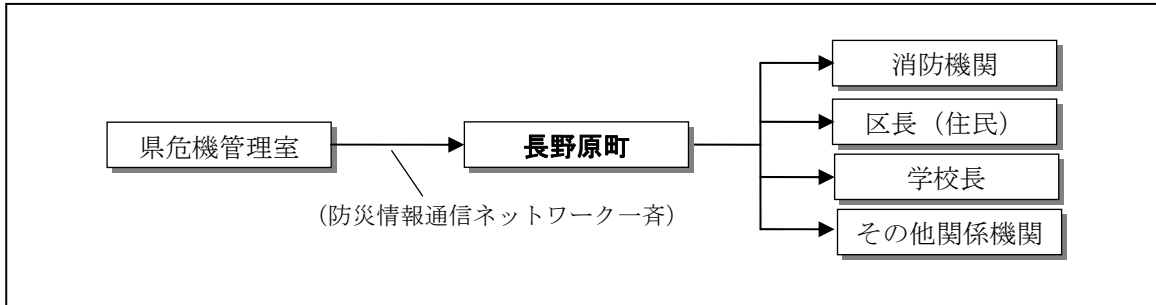
種 類	内 容
降灰予報	<p>噴煙の高さが3,000メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。</p>
火山の状況に関する解説情報	<p>火山活動が活発な場合等、火山性地震や微動回数及び噴火等の火山状況を知らせる情報。</p>
火山活動解説資料	<p>各火山について毎月活動状況をわかり易く取りまとめ、解説資料として翌月上旬に発表する。なお、火山活動異常時には必要に応じ作成される。</p>
週間火山概況	<p>過去一週間の火山活動の状況等を取りまとめたもので毎週金曜日に発表する。</p>
月間火山概況	<p>前月一カ月の火山活動の状況等を取りまとめたもので毎月上旬に発表する。</p>
噴火に関する火山観測報	<p>噴火が発生した場合に、その時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。</p>

出典)「平成26年度火山噴火(爆発)防災計画」(群馬県火山防災対策連絡会議)

## 2 火山情報の通報伝達系統

噴火警報及び噴火予報等が発表された場合、通報伝達系統は次のとおりとする。

### ■火山情報の通報伝達系統



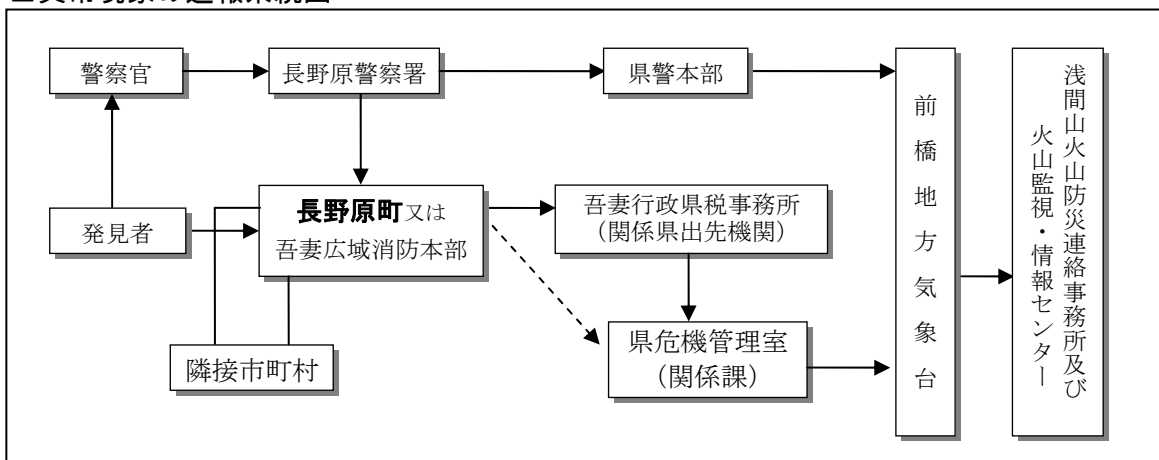
## 3 異常現象の通報

噴火（爆発）前兆現象と思われる異常現象を発見又は覚知した者は、以下により関係機関に通報する。

### ■異常現象の通報

- 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰等
- 火山地域での火映、鳴動の発生、地震の群発
- 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤の上昇・沈下・陥没等の地形変化
- 噴気口・火口の新生拡大・移動、噴気噴煙の量・色・温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化
- 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立ち枯れ等
- 火山付近の湖沼、河川の水の異常変化（量・臭い・色・湿度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等）

### ■異常現象の通報系統図



## 第2編 災害予防

### <第1節 災害に強いまちづくり>

#### 4 避難誘導體制の整備

##### (1) 噴火警報等の伝達体制の整備

町は、噴火警報等を住民、観光客等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておく。また、噴火警報等及び避難の勧告又は指示の内容を住民、観光客等に迅速かつ確実に伝達できるよう、広報車、防災行政無線、サイレン等の整備を図る。

##### (2) 避難誘導訓練の実施

町は、消防機関、警察等と協力して住民、観光客等の避難誘導訓練を実施する。

##### (3) 火山災害の危険性の周知

町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、火山災害の危険性を次により住民に周知する。

- 広報紙等を活用して、予想される噴火（爆発）の態様と被害の内容を周知する。
  - 噴火（爆発）時における溶岩流、火砕流等の到達予測範囲等を示したハザードマップの作成を必要に応じて検討する。
- なお、町は、浅間山火山防災対策連絡会議及び嬭恋村と連携して「浅間山融雪型火山泥流マップ（群馬県）」を作成している。

##### (4) 避難所等の周知

町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知する。

- 避難準備情報、避難勧告又は指示を行う基準
- 避難準備情報、避難勧告又は指示の伝達方法
- 避難所の名称、所在地、対象地区
- 避難経路
- 避難時の心得

『 資料4. 2 「避難場所一覧」 参照 』

##### (5) 案内標識の設置

町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難所の案内標識の設置に努める。  
また、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮する。

##### (6) 避難行動要支援者への配慮

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民や自主防災組織の協力を得て、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努める。

## 5 住民の防災行動力の向上

### (1) 防災知識の普及啓発

地域住民等に対し、噴火（爆発）時における避難等が円滑に実施できるよう、次により防災知識の普及を図る。

#### ■普及方法

- 新聞、広報、インターネット（気象庁・国土交通省ホームページ）等
- テレビ、ラジオ、防災行政無線等
- 写真、ビデオ、スライド等
- 講演会等による普及
- 立て看板等による普及
- チラシ、パンフレットによる普及

#### ■普及事項

- 異常現象の種類や内容、噴火（爆発）現象とその影響等火山の知識
- 火山情報の種類及び内容
- 避難指示等の伝達系統及び方法
- 避難の時期、場所及び避難に際しての留意事項
- 町及び防災機関の対策内容
- その他必要な事項パンフレットによる普及

### (2) 防災訓練の実施

町は、火山噴火（爆発）等により災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、各種の応急措置が円滑に実施されるよう、関係機関の協力を得て必要な訓練を計画し実施する。

## 第2編 災害予防

### <第1節 災害に強いまちづくり>

## 第7 避難所等・避難路の整備

### 1 避難所等の指定

町は、改正災対法（平成25年法律第54号）に定める「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の指定について、以下に定める。

#### （1）指定緊急避難場所の指定（改正災対法第49条の4）

町は、災害が発生、又は発生するおそれがある場合、住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに被災者の安全を確保するための施設又は場所を、指定緊急避難場所として指定し、地域住民への周知徹底を図る。

#### ■指定緊急避難場所として対象となる災害

災害種区分	本町が該当とする災害	備考
洪水	×	町内を流れる吾妻川は、水防法に定める浸水想定区域の対象河川に該当しない。
崖崩れ、土石流及び地滑り	○	土砂災害警戒区域等に指定された区域ごとに、住民が安全を確保できる避難施設を指定する。
高潮	×	町は、高潮による影響を受けない。
地震	○	町が指定した災害時避難場所のうち、耐震化されている避難施設を指定する。
津波	×	町は、津波による影響を受けない。
大規模な火事	○	林野火災が発生した場合、住民が安全を確保できる避難施設を指定する。
内水氾濫	○	町内で内水はん濫が発生した場合に、住民が安全を確保できる避難施設を指定する。
火山現象	○	群馬県火山防災対策連絡会議が策定した「平成26年版火山噴火（爆発）防災計画」に掲載した町の避難施設を指定する。

#### （2）指定避難所の指定（改正災対法第49条の7）

町は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための指定避難所を指定し、地域住民に周知徹底を図る。なお、指定避難所の政令による基準は、次に示す全てを満たすこととなっている（令第20条の6）。

#### ■指定避難所の指定基準

- 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を配布することが可能なものであること。
- 想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。
- 車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。



### (3) 福祉避難所の指定

主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を滞在させる福祉避難所については、(2)の指定基準に加えて、次に示す条件が必要となる。

#### ■指定避難所の指定基準

- 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 災害時に要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されること。
- 災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

『 資料4. 2「避難場所一覧」参照 』

## 2 避難所等の整備

### (1) 施設・設備の整備

避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話などの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努める。

また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

### (2) 物資の備蓄

指定された避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

### (3) 案内標識の設置

町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難所の案内標識の設置に努める。

また、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者や在住外国人でも理解できるように配慮する。

## 3 避難路の整備

町は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる町管理の幹線道路の整備に努めるものとする。

## 第2編 災害予防

### <第1節 災害に強いまちづくり>

## 第8 ライフライン施設の機能の確保

### 1 設備の防災化

ライフライン事業者は、次によりライフライン設備の防災化を図る。

- 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。
- 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。

### 2 防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災計画を作成し、次により防災体制の整備を図る。

- 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- 情報連絡体制を整備する。
- 同業事業者及び関連事業者との相互応援体制を整備する。
- 防災訓練を実施するとともに県又は市町村が実施する防災訓練に積極的に参加する。
- 医療機関等の人命に係わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるとともに、早期復旧が可能な体制を整備する。

### 3 応急復旧用資機材の整備

ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行する。

### 4 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努める。

## 第9 危険物施設等の安全確保

### 1 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う事業者（以下本項において「危険物事業者」という。）、危険物等の取扱規制担当官公署（以下本項において「県、保健医療部及び消防」という。）は、次の対策を行う。

#### （1）技術基準の遵守

危険物事業者は、法令で定める技術基準を遵守する。

#### （2）立入検査の徹底

県、保健医療部及び消防は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

#### （3）自主保安体制の整備

危険物事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

#### （4）講習会・研修会の実施

県、保健医療部及び消防は、危険物事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

#### （5）再発防止の徹底

県、保健医療部及び消防は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

### 2 救急・救助、医療及び消火活動体制の整備

#### （1）救急・救助活動体制の整備

消防機関、警察、自衛隊、県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、エンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材、及び危険物施設から発生する有毒ガスや放射性同位元素、核燃料等からの放射能漏えいに対する救急・救助用資機材の整備に努める。

#### （2）医療活動体制の整備

町、県、日本赤十字社、原町赤十字病院（吾妻保健医療圏の地域災害拠点病院）は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。また、消防機関と医療機関は、群馬県広域災害・救急医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう連携体制の整備を図る。

## 第2編 災害予防

### <第1節 災害に強いまちづくり>

#### (3) 消火活動体制の整備

消防機関は、平常時から消防団、自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、消防機関及び事業者は、危険物等の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

### 3 防災訓練の実施

事業者、消防機関、警察、その他の防災関係機関は、次の訓練を実施する。

#### (1) 防災訓練の実施

事業者、消防機関、警察等は、実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施する。訓練には、地域住民を参加させるよう努める。

#### (2) 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練を行うに当たっては、危険物等の事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じ体制等の改善を行う。

### 4 その他の災害予防対策

#### (1) 防災業務関係者の安全確保

危険物事業者、消防機関、警察は、応急対策活動を行う防災要員の安全を確保するため、危険物等の性状に応じた防護マスク、防護服、環境測定機器等防護用資機材の整備を図る。

#### (2) 防除活動体制の整備

危険物事業者、消防機関等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動のための体制の整備に努める。危険物事業者、消防機関、県、河川管理者（町、高崎河川国道事務所、中之条土木事務所）等は、危険物等が河川等に大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材の整備を図る。

石油事業者団体は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図る。

#### (3) 応急復旧活動体制の整備

危険物事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

---

町は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止、又は最小限に抑える必要がある。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等、被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を敷くとともに、被害の拡大防止、二次災害の防止、人命の救急・救助・医療活動を進め、さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

また、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

### 第1 情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の確保

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであり、迅速性と正確性を確保するべく、町及び関係機関は、組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

##### (1) 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

町は、大規模災害による被害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努める。

##### (2) 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

町は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置等に努める。

##### (3) 多様な情報の収集体制の整備

町は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、固定電話や衛星携帯電話、FAXによる情報収集手段のほかに、防災行政無線、インターネット等による情報収集体制を整備する。また、町は、同報系デジタル防災行政無線の整備を推進する。

##### (4) メール配信サービスの拡充

町は、地震・火災情報や気象情報（警報、注意報等）等を円滑に職員、教職員、消防団員及び住民等に提供するため、長野原町メール配信システムを運用しており、本サービスの利用を住民に促し、サービス利用者の拡充を図る。

## 第2編 災害予防

### <第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え>

## 2 通信手段の確保

災害時における情報の収集・連絡は、通信の確保が不可欠となる。

このため、町は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておく。

### (1) 通信施設の整備及び保守管理の徹底

町は、大規模な地震や風水害時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び防災性の強化等を推進し、施設の被災を考慮した通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底する。また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化する。

なお、町は、公共施設及び町に住民登録のある世帯等に防災行政無線戸別受信機の貸与を行っている。

### (2) 災害時優先電話の指定

町及び関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実にできるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておく。

### (3) 代替通信手段の確保

町は、災害による一般電話回線の途絶又は輻そうにより通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努める。

### (4) 通信の多ルート化

町は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと町防災行政無線の接続を推進する。

### (5) 無線局開設者との連携

町は、災害時に防災関係機関やアマチュア無線連盟加入者等が開設している無線局を利用できるよう、これらの者が加入している「関東地方非常通信協議会」を通じて、平常時から連携を図っておく。

### (6) 通信訓練への参加

町及び防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)への積極的な参加に努める。

### (7) 災害時特設公衆電話の設置

町は、災害時に避難所へ避難した人が、家族等に安否を伝えることができるように、東日本電信電話(株)の協力のもと、避難所に災害時特設公衆電話を事前に整備する。

『☞ 資料5. 1「防災行政無線施設一覧」参照』

『☞ 資料5. 2「災害時優先電話一覧」参照』

『☞ 資料5. 3「非常用衛星通信電話設置場所一覧」参照』

## 第2 応急活動体制の整備

災害が発生、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。

### 1 職員の非常参集体制の整備

町は、次により職員の非常参集体制の整備を図る。

- ▶ 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
- ▶ 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
- ▶ 初動マニュアルを職員に普及するとともに定期的に訓練を実施する。

### 2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

町は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

## 第3 防災関係機関の連携体制の整備

町及び関係機関は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく。

### 1 町における応援体制の整備

町は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での応援協定の締結に努める。

協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮する。

## 第2編 災害予防

### <第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え>

また、災害対策基本法第68条の規定に基づく県に対する応援要求が迅速に行えるように、あらかじめ連絡調整窓口等を取り決めておくなどの必要な準備を行う。

#### 2 消防機関における応援体制の整備

消防組織法第39条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の消防機関との間での応援協定の締結に努める。

消防組織法第44条の規定に基づく広域応援要請に関し、あらかじめ人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

#### 3 関係機関との連携体制の整備

町は、関係機関と協定を締結するなどし、災害時の迅速な情報収集・交換等の連携が図れるように体制を整備する。

#### 4 一般事業者等との連携体制の整備

町及び関係機関は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品等の調達又は土木等の役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進する。

#### 5 救援活動拠点の整備

町及び消防機関は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の整備に努める。

『☞ 資料集「3 各種協定等」参照』

## 第4 防災中枢機能の確保

町及び関係機関は次の対策を行う。

#### 1 防災中枢機能の整備

町及び関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点等の整備、推進に努める。

#### 2 災害応急対策に当たる機関の責任

町、救急医療機関等、災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備及び燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能になるよう努める。

#### 3 災害活動拠点の整備

町は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、避難所等の機能を持つ施設の整備に努める。



## 4 公的機関等の業務継続性の確保

町等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保に努めるものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

## 第5 救急・救助及び医療活動体制の整備

### 1 救急・救助活動体制の整備

#### （1）救急・救助用資機材の整備

消防機関は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救助用資機材の整備に努める。また、自主防災組織は、救助用資機材の整備に努めるものとし、町は資金面での支援に努める。

#### （2）保有資機材の把握

町、消防機関及び自主防災組織は、災害時には必要に応じて、保有している救急・救助用資機材を効果的に活用する必要があることから、資機材の保有状況を把握しておく。

### 2 医療活動体制の整備

#### （1）救護所の設置・運営体制の整備

町は、災害時における吾妻郡医師会への医師派遣要請に備え、平常時から協力体制の構築に努め、町内の救急告示病院を核とした救護所の効果的運営体制を整備するとともに、最寄りの災害拠点病院である原町赤十字病院や県、消防機関等の関係機関との連携体制を具体化し、訓練等により点検、見直しを行う。

#### （2）地域災害医療コーディネーターとの連携

町は、災害時の医療活動として県（医務課）が設置する「地域災害医療コーディネーター」との連携体制を整備する。

#### 《参考》

##### ◆「地域災害医療コーディネーター」

「地域災害医療コーディネーター」は、災害時の医療対策として、県が、「災害医療コーディネーター」及び「災害医療サブコーディネーター」とともに設置するもので、医師会及び災害拠点病院の医師各1名により構成され、「災害医療コーディネーター」を補佐し、各地域の医療救護活動の実施に係る助言、DMAT等の医療チームの受け入れや多数傷病者の受け入れ調整、避難所等での医療ニーズの把握分析等の業務に従事する。

## 第2編 災害予防

### <第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え>

#### (3) 地域災害医療対策会議との連携

町は、県（保健福祉事務所）が、平時には地域の災害医療対策の検討や関係機関の連絡確保を図り、災害時には避難所等での医療ニーズの把握・分析、DMATや救護班の受入調整を行うため設置する「地域災害医療対策会議」との連携体制を整備する。

#### (4) 医薬品、医療資機材の備蓄

町、吾妻郡医師会、災害拠点病院は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄や災害時の調達体制の整備に努める。

#### (5) 消防機関と医療機関等との連携

ア 救急搬送を受け持つ消防機関と医療機関は、群馬県広域災害・救急医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図る。

イ 災害時において救急患者を医療機関に搬送する場合、被災地に近い医療機関も被災した場合は遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。このため、医療機関及び消防機関は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連携体制の整備を図る。

ウ 町は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど広域的な救急医療体制の整備に努める。

#### (6) 災害医療の研究

吾妻郡医師会、医療機関等の災害医療に関係する者は、連携してトリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等について研究、研修に努める。

#### (7) こころのケア体制の整備

町は、県、関係機関及び関係団体等と連携し、災害時のこころのケアの専門職からなるチームの整備に努める。

## 第6 消火活動体制の整備

### 1 消防力の整備

消防機関及び町は、「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努める。また、地震火災等に備え、「消防水利の基準」に適合するように消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川等の自然水利、水泳用プール、ため池等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配置に努める。

### 2 出火の防止

#### (1) 建築同意制度の活用

消防機関は、建築面からの出火の防止を図るため、確認申請と合わせ消防法第7条に

規定する建築物の新築、増築、改築等に係る消防長又は消防署長の同意制度を効果的に活用する。

#### (2) 住民に対する啓発

消防機関及び町は、地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を指導する。

#### (3) 防火管理等の教育

消防機関は、防火管理者の講習において、地震時の防災対策について教育する。

#### (4) 予防査察における指導

消防機関は、防火対象物の状況を把握し、予防査察において関係者に対し地震時の防火安全対策を指導する。

### 3 住民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。また、初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取り組むことが最も効果大きい。このため、消防機関及び町は、次の対策を講ずる。

- ▶ 地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- ▶ 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化を図る。

### 4 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震時は、同時多発的火災が発生し、道路の損壊も加わり、迅速な消防活動が困難となる場合が多い。

このため、消防機関は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平常時から消火訓練を行う。

また、当該計画には、消火活動、救急活動及び救助活動の振り分け又は優先順位を盛り込むこととし、必要に応じ広域応援又は県を通じての県警察、自衛隊の応援を要請することを検討しておく。

## 第7 緊急輸送活動体制の整備

大規模地震による災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設（道路、ヘリポート等）及び輸送拠点（物資の集積、配分スペース）が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

## 第2編 災害予防

### <第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え>

#### 1 輸送拠点の確保

町は、災害時の物資集配拠点として予定している北軽井沢ふれあい広場、町民広場及び道の駅ハッ場ふるさと館について、集配体制を整備する。

#### 2 ヘリポートの確保

地震による災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、町及び消防機関は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておく。また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民に周知する。

『☞ 資料5. 5「ヘリポート予定地一覧」参照』

#### 3 道路の応急復旧体制等の整備

道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の警戒ができるよう動員体制及び資機材等を整備しておく。

なお、これらの措置は、防災活動拠点を結ぶ道路として県及び町が指定する緊急輸送道路を優先して実施する。

また、道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

『☞ 資料5. 4「緊急輸送道路一覧」参照』

## 第8 避難誘導・収容活動体制の整備

震災時には、建物の損壊、焼損等による二次災害や避難住民の大量発生等が予想される。

このため、町及び関係機関は、住民等を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

また、風水害時には、土砂災害、内水はん濫等の水害、竜巻等の突風災害等の発生が予想されるため、町及び関係機関は、警報等の情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民等を適切に避難誘導し、避難所を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

#### 1 避難誘導体制の整備

##### (1) 警報等伝達体制の整備

町は、警報等を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておくものとするとともに、警報及び避難勧告又は指示の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、同報系無線、広報車等の整備を図る。

また、町は、様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（固定系）、サイレン、広報車、長野原町メール配信システム、テレビ・ラジオ放

送等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

## (2) 避難誘導計画の作成

町は、消防機関及び警察等と協議して、高齢者等の要配慮者の視点に配慮し、次の事項を定めた避難誘導に係る計画を作成する。

また、避難準備情報、避難勧告又は指示を行う基準の設定に当たっては、当該基準の具体化に努める。

- 避難準備情報、避難の勧告又は指示を行う基準
- 避難準備情報、避難の勧告又は指示の伝達方法
- 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 避難経路及び誘導方法

## (3) 避難誘導訓練の実施

町は、消防機関及び警察等と協力して住民の避難誘導訓練を実施する。

## (4) 避難所等の周知

町は、指定した避難所について、住民に対し広報紙、防災マップ、ハザードマップ等を活用し、住民に対し次の事項を周知する。

- 避難準備情報、避難の勧告又は指示を行う基準
- 避難準備情報、避難の勧告又は指示の伝達方法
- 避難所の名称、所在地、対象地区
- 避難経路
- 避難時の心得

## (5) 案内標識の設置

町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難所の案内標識の設置に努める。

また、案内標識の作成に当たっては、観光客等地域の地理に不案内な者でも理解できるように配慮する。

## (6) 避難行動要支援者への配慮等

町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者を速やかに避難誘導するため、これら避難行動要支援者の住所、電話番号等を把握するとともに、消防機関、警察、地域住民及び自主防災組織の協力を得て避難誘導時の連絡方法・誘導方法を定めておくなど、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努める。なお、把握した住所等の個人情報の取扱いには、十分留意する。

また、町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すとともに、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所、幼稚園の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

## 第2編 災害予防

### <第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え>

#### 2 避難所収容活動体制の整備

災害が発生した場合、発生のおそれがある場合に、迅速に避難所を開設するため、避難所ごとに避難所開設担当者を設ける。

避難所担当職員は、避難所開設業務が円滑に実施されるように施設管理者、自主防災組織等との連絡体制を確認し、避難所開設マニュアルの周知、点検を毎年行う。

#### 3 防災上特に必要とする施設の避難計画の策定

次に掲げる施設の管理者は、利用者等を安全に避難させるための防災責任者を定めるとともに、避難計画を策定する。

- 学校及び幼稚園
- 社会福祉施設
- 保育所
- その他不特定多数の者が利用する施設

#### 4 応急仮設住宅等の供給体制の整備

##### (1) 資機材の調達・供給体制の整備

町は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

##### (2) 用地供給体制の整備

災害に対する安全性を考慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

##### (3) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくよう努める。

## 第9 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

### 1 備蓄計画

町は、西部消防署長野原分署横及び北軽井沢ふれあい広場内に設置する防災倉庫に分散して、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄を推進する。

食料及び生活必需品の具体的な備蓄品目については、乳幼児、高齢者、病弱者等の要配慮者にも配慮するとともに、男女のニーズの違いにも配慮して決める。

特に、食料については、通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努める（アレルギー対応の食料、粉ミルクやお粥等）。

また、備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び避難所の位置を勘案した分

散備蓄を組み合わせを行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努める。備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮する。

町は、各家庭において最低3日分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努める。

#### ■備蓄品目

食料	アルファ米、乾パン、飲料水、粉ミルク アレルギー対応の食料等
生活必需品	毛布、簡易トイレ、肌着、炊事用具、食器、日用品 等

## 2 調達計画

町は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておく。

『☞ 資料1. 2「防災中枢機能一覧」参照』

『☞ 資料4. 1「備蓄物資一覧」参照』

## 第10 広報・広聴体制の整備

### 1 広報体制の整備

町、ライフライン事業者等は、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図る。

#### ■広報体制の整備

- 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。
- 広報する事項をあらかじめ想定しておく（参考例1）。
- 広報媒体をあらかじめ想定しておく（参考例2）。
- 広報媒体の整備を図る（参考例3）。
- 災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

#### ■【参考例1】

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| ○気象・水象状況          | ○受診可能な医療機関・救護所の所在地    |
| ○被害状況             | ○交通規制の状況              |
| ○二次災害の危険性         | ○交通機関の運行状況            |
| ○応急対策の実施状況        | ○ライフライン・交通機関の復旧見通し    |
| ○住民、関係団体等に対する協力要請 | ○食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 |
| ○避難の勧告又は指示の内容     | ○各種相談窓口               |
| ○避難所の名称・所在地・対象地区  | ○住民の安否                |
| ○避難時の注意事項         |                       |

## 第2編 災害予防

### <第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え>

#### ■【参考例2】

- |   |                                  |
|---|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> テレビ（群馬テレビ）、ラジオ（エフエム群馬） | <input type="checkbox"/> 防災行政無線  |
| <input type="checkbox"/> 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）    | <input type="checkbox"/> 町ホームページ |
| <input type="checkbox"/> ツイッター等のソーシャルメディア       | <input type="checkbox"/> 広報車     |
| <input type="checkbox"/> 掲示版                    | <input type="checkbox"/> 新聞、チラシ  |

#### ■【参考例3】

- |                                 |                              |                               |
|---------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 防災行政無線 | <input type="checkbox"/> 広報車 | <input type="checkbox"/> 携帯電話 |
|---------------------------------|------------------------------|-------------------------------|

## 2 広聴体制の整備

町は、住民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、窓口を町民生活課住民係（災害本部設置時は衛生班）に置き、広聴体制の整備を図る。

## 第11 二次災害の予防

### 1 構造物に係る二次災害予防対策

町は、道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災時に迅速な点検が行えるよう体制を整えておく。

### 2 倒木の流出対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が流路を閉塞し、鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もある。このため町は、情報収集体制の整備や流木除去体制の整備に努める。

### 3 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時には、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生等の危険性がある。

町は、これらの二次災害予防のため、災害発生の危険性がある箇所をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、併せて情報収集・警戒避難体制の整備を図るとともに土砂災害に係る避難訓練の実施に努める。

### 4 資機材の備蓄・活用

町は、災害現場における応急対策時の二次災害を防止するために、必要な資機材を平常時より準備しておくとともに、その適切な使用方法等についての習熟に努める。

### 5 建築物・宅地の応急危険度判定体制等の確保

町は、災害時の危険度判定作業が円滑に行えるよう応急危険度判定士の派遣要請、受け入れ、実施体制を整備する。



## 6 砂防ボランティアの受入れ体制整備

町は、土砂災害の防止・軽減に貢献する専門家として制度化された、砂防ボランティア・斜面判定士の派遣要請、受け入れ、実施体制を整備する。

## 7 危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高压ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造、貯蔵、又は取扱う施設等の管理者（以下、「危険物等の管理者」という。）は、地震等の災害により、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行う。

# 第12 防災訓練の実施

防災業務に従事する職員等の防災業務の習熟と防災活動における実践的能力の醸成を図り、併せて関係機関との連携の強化を図るため、防災訓練を実施する。

## 1 総合訓練の実施

町は、地域における第1次的な防災機関として災害応急対策の円滑な実施を確保するため、他の防災関係機関、事業所及び住民の協力を得て、次のような総合的な訓練を実施する。また、訓練終了後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図る。

### ■防災訓練の種目と実施機関

訓練の種目	訓練実施機関
注意報・警報等伝達訓練	気象機関、県、町、水防機関、警察機関、通信機関
通信訓練	通信機関
避難訓練	町、水防機関、消防機関、警察、自主防災組織
救出訓練	水防機関、消防機関、警察、自衛隊、自主防災組織
医療訓練	県、町、日赤、その他医療機関
防疫訓練	県、町
炊き出し救助訓練	県、町
水防訓練	水防機関、消防機関
消防訓練	消防機関

## 2 個別訓練の実施

町は、防災関係機関と連携して、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示するような訓練を適宜実施する。

### (1) 非常招集訓練

町は、災害発生時に職員の迅速な登庁のため、非常招集訓練を実施する。

なお、訓練後は実施効果の検討を行い、訓練改善、課題等の資料として、次の事項を

## 第2編 災害予防

### <第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え>

確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

- 伝達方法、内容の確認点検
- 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- 集合人員の確認点検
- その他必要事項の確認点検

#### (2) 消防訓練

消防団は、定期的に消防資材等の点検整備に努めるとともに、消防技術の錬成及び習熟を目的として消防訓練を実施する。

また、各地区は、消防団、婦人防火協力会等との協力により、定期的に消火訓練や炊き出し等を行い、地区の消化能力等の向上に努める。

#### (3) 避難訓練

指定避難所の周知、避難勧告・指示等の伝達、円滑な避難誘導等を目的として、自治会、住民等の参加を呼びかけ、避難訓練を実施する。なお、実施にあたっては、要配慮者の積極的な参加を呼びかけ、より実践的な訓練を行う。

#### (4) 水防訓練

町及び消防団は、円滑な水防活動を遂行するために、雨期及び台風期前など訓練効果のある時期を選んで、過去の水害事例を考慮し水防工法、資材の調達・輸送、通信連絡、水位雨量の観測等を盛り込んだ水防訓練を実施する。

#### (5) 非常通信訓練

災害時の警報の発令・伝達の受理については、正確かつ迅速な伝達が必要であるため、住民に対する情報伝達訓練はもとより、通信途絶時の連絡の確保、通信連絡機器の操作等について適切に行えるよう、非常通信訓練を実施する。

### 3 保育所・幼稚園、小中学校における防災訓練の実施及び支援

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。このため町は、保育所・幼稚園、小中学校における防災訓練の実施を推進するとともに、消防機関と連携して支援する。

### 4 広域的な訓練の実施

町は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、周辺市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込む。

### 5 実践的な訓練の実施

町は、防災訓練の実施に当たっては、職員の状況判断能力など災害対応能力の向上を図るため、図上訓練を適宜実施する。

## 第3節 住民等の防災活動の促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、町に課せられた使命であるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。特に、大規模災害時には、町自体の機能も被災し、また職員も被災者となることもあり、行政の力だけでは、応急対策活動に限界がある。

このため、住民は食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、地域の負傷者や避難行動要支援者への避難支援や、避難所運営など、町や関係機関が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、町及び関係機関は、住民に対する防災思想の普及・啓発に努める必要がある。

### 第1 防災知識の普及・啓発

#### 1 防災知識の普及

##### (1) 広報の担当者

防災知識の普及事務を担当するそれぞれの機関において適宜の方法により行うものとする。町においては、総務課（総務係）をはじめとする関係課が実施するものとする。

##### (2) 普及及び普及の方法

防災知識の普及は、おおむね次の媒体の利用等により行うものとする。

広報媒体等による普及	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 防災マップ、土砂災害ハザードマップの作成・配布による普及</li><li>➤ 防災行政無線、長野原町メール配信システム、町ホームページ、携帯電話等による普及</li><li>➤ 町広報紙、広報資料（テキスト、マニュアル、パンフレットの配付、ポスターの掲示等）による普及</li><li>➤ 広報車による普及</li><li>➤ 消防団による巡回指導</li></ul>
その他による普及	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 自主防災組織の結成促進等を通じての普及</li><li>➤ 防災訓練、講習会、実地研修等の開催による普及</li><li>➤ 出前講座や生涯学習教育を通じての普及</li></ul>

##### (3) 普及及び広報の内容

町は、防災週間や防災関連行事等を通じて、関係職員や住民に対し以下の事項の周知・徹底を図る。

#### ア 長野原町地域防災計画の周知

町は、長野原町地域防災計画に基づいてその概要の周知を行うものとする。

## 第2編 災害予防

### <第3節 住民等の防災活動の促進>

#### イ 災害予防の概要等

町は、広報紙等により、災害についての知識及びその特性や自主防災組織の活動、災害危険区域、避難所等の情報を提供する。

#### ウ 災害時の心得

災害が発生、又は発生しようとしたときにおいて、各世帯で特に承知、及び準備しておく次の事項について徹底するよう努める。

なお、ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされないようにするとともに、町、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

#### ■家庭防災会議の開催

- 災害が起きたとき、又は災害の発生が切迫したときの各自の役割（誰が何を持ち出すか、要配慮者の避難は誰が責任を持つか。）
- 家族間の連絡方法
- 避難所及び避難路の確認
- 安全な避難経路の確認
- 非常持出し品のチェック
- 要配慮者の避難方法
- 気象情報、避難準備情報、避難勧告・指示情報等の入手方法

#### ■非常持出し品の準備

- 3日分の食料、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）
- 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）
- 応急医薬品（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾等）
- 携帯ラジオ
- 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））

#### ■避難時の留意事項

- 崖や川べりに近づかない。
- 避難方法
  - ・徒歩で避難する。
  - ・携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
  - ・山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し、避難する。
- 応急救護  
対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
- 避難協力  
自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。

#### ■電話に関する留意事項

- 不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。
- 輻そう等により電話がつながりづらくなったときは、東日本電信電話㈱が提供する「災害用伝言ダイヤル（171）」及び携帯電話の「災害用伝言板」を利用する。

## 2 職員に対する防災教育

町は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に実施できるよう災害対応マニュアルの作成・配布や研修会、講習会等を実施する。

### ■教育の内容

- 災害に対する基礎知識の修得
- 長野原町地域防災計画の内容の周知
- 町の実施すべき災害時の応急対策の内容の周知
- 災害用備蓄資機材使用方法の周知
- 災害時における職員の具体的役割と行動
- 非常招集マニュアルの作成及び周知
- 夜間・休日における情報の収集・連絡体制の確保

## 3 学校教育による防災知識の普及

町は、学校教育を通じて災害に対する知識の普及を図るとともに、避難訓練を実施するなど、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

## 4 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で住民の適切な避難や防災活動に資するよう、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

## 5 防災訓練の実施指導

町及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

## 6 要配慮者への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

## 7 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

## 8 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努め、まちづくりに活かす。

## 第2編 災害予防

### <第3節 住民等の防災活動の促進>

## 第2 住民、事業所等の防災活動の環境整備

災害時においては、町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身に付け、家庭、地域、職域等で実践しなければならない。

さらに、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

### 1 災害時の役割分担

町の防災を担う住民等の役割は、次のとおりである。

区分		役割分担
自助	住民の役割	「自らの命は自らが守る」といった考え方に基づき、住民一人ひとりが自分の命や生活を守る活動を担う。
共助	地域の役割	地域連携による防災活動をいい、住民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動を担う。
公助	行政の役割	行政が実施責任者となる防災対策で、災害に強いまちづくりを実現する活動を担う。

### 2 住民の果たすべき役割

住民は、自らの安全は自らの手で守る意識を持ち、平常時から防災対策を着実に実施するよう努める。

平常時から実施する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・防災に関する知識の習得</li><li>・家庭における防災の話し合い</li><li>・避難所、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認</li><li>・電源の確保（耐震自動消火装置付石油ストーブ、ガス器具等の導入）</li><li>・家屋の補強等</li><li>・家具その他落下倒壊危険物の対策</li><li>・飲料水、食料、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄（3日間備蓄の励行）</li><li>・非常持ち出し物資の準備、点検</li></ul>
災害発生時に実施する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・正確な情報把握</li><li>・予防措置</li><li>・適切な避難</li><li>・自動車運転の自粛</li></ul>
災害発生後に実施が必要となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・出火防止及び初期消火</li><li>・負傷者の応急手当及び軽傷者の救護</li><li>・秩序ある避難生活</li><li>・自力による生活手段の確保</li></ul>

### 3 自主防災組織の活動

#### (1) 組織の育成

町における自主防災組織の組織率は、平成26年4月1日現在100%である。

町は、今後も自主防災リーダーの育成や防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努め、自主防災組織の育成と活動の活性化を図る。

#### (2) 活動内容

自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って、次の事項を中心に活動の充実強化を図るものとし、活動内容は地区の実情にあわせ、各組織で決定する。

#### ■自主防災組織の活動例

平常時の活動	災害時の応急活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火知識の普及</li> <li>・ 火気使用設備器具等の点検</li> <li>・ 防災に必要な物資（防災資機材、非常食、医薬品等等）の備蓄</li> <li>・ 防災訓練の実施</li> <li>・ 地域における危険箇所の把握と周知</li> <li>・ 地域の要配慮者の把握</li> <li>・ 情報収集・伝達体制の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報の収集及び伝達</li> <li>・ 出火防止及び初期消火活動</li> <li>・ 地域住民の安否確認</li> <li>・ 避難行動要支援者をはじめとする住民の避難・誘導</li> <li>・ 被災者の救護・救出、その他の救助</li> <li>・ 給食及び給水の実施及び協力</li> <li>・ 避難所の運営に関する協力</li> </ul>

#### (3) 地区防災計画の策定

ア 自主防災組織は、災害時等に迅速且つ的確な活動を行うために、町の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が協同して行う防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）の策定の促進に努めるとともに、個々の住民への計画等の周知徹底を図る。

イ 地区防災計画の作成にあたっては、女性の意見も取り入れる。

ウ 町防災会議は、地区居住者等から地域防災計画に地区防災計画を定める提案が行われた時は、当該計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

エ 必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

オ 平成26年度、羽根尾区をモデル地域として、土砂災害に対する警戒避難体制構築のための災害図上訓練を群馬県及び群馬大学片田研究室と共同で実施している。今後、同様の取り組みを各地区において推進していく。

### 4 災害時救援ボランティア活動の環境整備

町は、県と連携し、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの確立等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアの連携体制を確立する。

## 第2編 災害予防

### <第3節 住民等の防災活動の促進>

#### (1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

町は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発に努める。

#### (2) ボランティアネットワークづくり

町は、災害時の被災地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体、日本赤十字社、社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議を設置し、情報交換等を行う連絡体制（ネットワーク）を確立する。

また、他の地域のボランティア拠点との連絡調整を円滑に行うことができるようにするため、非常用電話、パソコン等の整備を図り、拠点相互のネットワークを構築する。

#### (3) 専門領域におけるボランティア登録制度を創設

町は、通信や建物危険度判定等の専門分野においてボランティア登録制度を創設し、災害時の連携体制を確立する。

#### (4) 災害時ボランティアコーディネーターの養成

町は、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、災害時に対応できるボランティアコーディネーターの養成に努める。

## 5 事業所（企業）防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直しを実施するとともに、事業継続計画（BCP）を策定するなどの防災活動の推進に努める。また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める。

ア 事業所等の防火管理者は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う。このため、自主的な自衛防災組織を作り、おおむね次の自主防災活動をそれぞれの事業所等の実情に応じて行う。

- 従業員等の防災教育
- 情報の収集、伝達体制の確立
- 火災その他災害予防対策
- 避難体制の確立
- 防災訓練の実施
- 応急救護等
- 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- 帰宅困難者対策

イ 事業所も地域コミュニティーの一員であることから、平常時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

ウ 事業所は、町が行う災害対応について協力や応援が可能な場合は、あらかじめ町と



協定を締結するなど、平常時から町との連携に努める。また、町は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスをを行う。

エ 町は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。

《参考》

◆「消防団協力事業所表示制度」

事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度である。

「消防団協力事業所」として認められた事業所は、取得した表示証を社屋に提示でき、表示証のマークを自社ホームページなどで広く公表することができる。

《参考》

◆「事業継続マネジメント（BCM）」

事業継続計画（BCP）や事業継続に関する取り組みを継続的に改善するための仕組みである。

BCPは、「Business Continuity Plan」の略称であり、  
BCMは、「Business Continuity Management」の略称である。

## 第4節 災害時の要配慮者の安全確保

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの災害対応能力の弱い要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、町、防災関係機関及び要配慮者施設の管理者は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

### 第1 在宅要配慮者に対する安全確保

#### 1 要配慮者の把握と支援

町は、行政区、自主防災組織、福祉関係者、消防機関等と連携・協力し、地域の一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者の把握に努めるとともに、福祉関係者と協力して、要配慮者の支援体制づくりを推進する。

また、町は、要配慮者の支援体制づくりの基本となる要配慮者の全体計画について「長野原町災害時要援護者避難支援全体計画（平成22年1月）」を作成しており、要配慮者（避難行動要支援者）の定義と範囲等が位置づけているが、改正災対法（平成25年法律第54号）に定める避難行動要支援者名簿については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月、内閣府）を参考に、以下に示す避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「個別計画」を作成するものとする。

#### 《参考》

##### ◆「要配慮者」について

従来、災害時に援護を必要とする者に対しては、一般的に「災害時要援護者」という言い方が定着していたが、災害対策基本法の改正（平成25年法律第54号）に伴い「要配慮者」と言い換えられた。「要配慮者」の意味は、「災害時要援護者」と同様であるが、災害に対処するにあたって何らかの困難を抱えることにより援護を必要とする者とされ、具体的には次のように定義される。

- 移動することが困難な者
- 医薬品や医療機器がないと生活できない者
- 情報を受けたり伝えたりすることが困難な者
- 理解や判断ができない又は時間がかかる者
- 精神的に不安定になりやすい者

具体的には「障害者」や「傷病者」をはじめ、体力的に衰えのある「高齢者」、また「乳幼児」や日本語の理解が十分でない「外国人」、さらに一時的なハンディキャップを負う者として「妊産婦」などが考えられる。

## 2 避難行動要支援者への対応

町は、要配慮者のうち、災害が発生、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者（以下「避難行動要支援者」という。）に対し、発災時の適切な対応に役立てるため、町が把握している要配慮者情報を積極的に活用し、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護職員等と協力して避難行動要支援者に関する情報を把握する。

### （1）避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うために避難行動要支援者名簿を作成する。

#### 《参考》

##### ◆「避難行動要支援者」について

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月、内閣府）において、域内に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」とした。避難行動要支援者の要件は、各市町村の地域防災計画に定めることとなっている。

#### ア 名簿に登載する者の範囲

町が整備する「避難行動要支援者名簿」の対象範囲は、次のとおりとし、生活の基盤が自宅にある者とする。

- 身体障がい者手帳1級及び2級の所持者
- 療育手帳Aの知的障がい者
- 特別児童扶養手当1級対象児
- 介護保険法における要介護度3以上の認定者
- 75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯
- 上記以外で、避難支援を希望する者

#### イ 名簿作成に必要な情報の収集

町は、名簿作成にあたって、福祉担当部局において把握している次の台帳等に記載されている情報を対象者リスト作成のために内部収集する。

- 住民登録基本台帳
- 要介護認定名簿
- 身体障害者手帳所持者名簿
- 療育手帳所有者名簿
- ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯登録名簿

#### ウ 名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。

## 第2編 災害予防

### <第4節 災害時の要配慮者の安全確保>

① 氏名	⑦ 電話以外の連絡方法
② 年齢（生年月日）	（FAX 番号、メールアドレス）
③ 性別	⑧ 避難支援等を必要とする事由
④ 住所又は居所	⑨ 本人の状態を示す事項
⑤ 行政区、班、組等	⑩ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施
⑥ 電話番号その他の連絡先	に関し町長が必要と認める事項

#### エ 避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報によるほか、町で把握していない情報については、必要に応じて県やその他の関係機関に対して要配慮者に関する情報提供を求める。

#### (2) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、災害の発生に備え、避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等のため、避難行動要支援者本人に十分な説明を行い、原則、書面による同意を得たうえで避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供する。

なお、避難行動要支援者本人が重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合には、親権者や法定代理人等から同意を得ることとする。

ただし、災害が発生、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供することができる。

#### 《参考》

##### ◆「避難支援等関係者」について

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。災害対策基本法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を定めることとしている。

#### (3) 避難行動要支援者名簿の管理

##### ア 情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策について、常時適正な管理が行われるよう徹底する。

また、災害の規模等によっては町の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の整備に努める。

##### イ 名簿の定期的な更新

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、毎月1回を目処に更新を行う。

**(4) 名簿情報の利用及び提供**

町は、避難支援等関係者に、避難行動要支援者名簿の副本を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。町は、名簿提供の際には、名簿情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等関係者に守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い名簿等を回収し、粉砕して処分する。

**3 緊急連絡体制の整備**

町は、避難行動要支援者が災害発生のおそれがある時や災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の避難行動要支援者の実態にあわせ、家族や地域の協力のもとに避難行動要支援者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

また、町、福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入推進に努める。

**4 避難体制の強化**

町は、避難行動要支援者の避難に関して、次の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月、内閣府）を参考に、「個別計画」の作成や避難行動要支援者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定・整備を行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

**(1) 避難勧告等の伝達体制の整備**

町長が発令する避難準備情報、避難勧告又は指示が避難行動要支援者に迅速・正確に伝達できる手段・方法を整備する。

**(2) 避難誘導體制の整備**

町は、高齢者、障害者その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、避難支援等関係者の協力を得ながら、平常時から要配慮者に係る避難誘導及び避難介助体制の整備に努める。

**(3) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施**

町は、災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう、避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

**(4) 福祉避難所の指定・整備**

町は、福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するよう努める。

福祉避難所の指定にあたっては、民間の社会福祉施設等との協定締結等も検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。

また、整備にあたっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

## 第2編 災害予防

### <第4節 災害時の要配慮者の安全確保>

#### 5 消防機関及び警察署の支援

消防機関及び警察署は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、町と協力して次の支援を行う。

- ▶ 緊急時における消防機関、警察署と避難行動要支援者との連絡体制の整備
- ▶ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備  
(地域住民や自主防災組織の協力を含む。)
- ▶ 避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

#### 6 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力する。

#### 7 防災教育及び啓発

町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、防災パンフレット（外国語を附記した）等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

## 第2 要配慮者入（通）所施設における安全確保

本町は、災害発生時に自力で身体の安全確保や避難が困難な人が入所する要配慮者入（通）所施設等の防災力の向上に必要な対策の推進について、指導に努める。

本町の要配慮者入（通）所施設の入（通）所者に対する安全対策は、以下の方策をもって推進する。

### 1 施設の防災体制の整備

#### (1) 防災計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な地震の発生を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入（通）所者への周知徹底を図るものとし、本町は、これを指導する。

#### ア 緊急連絡体制の整備

##### ■職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備し、職員の確保に努める。

##### ■安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入（通）所者の安否を確認し、職員及び入（通）所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

**イ 避難誘導体制の整備**

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入（通）所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

**ウ 食料、防災資機材等の備蓄**

施設管理者は、以下に示す物資等を3日分程度備蓄しておく。

**■備蓄物資（例）**

- 非常用食料（老人食等の特別食を含む）
- 飲料水（3日分以上）
- 常備薬（3日分以上）
- 介護用品（おむつ、尿とりパット等）
- 照明器具
- 熱源
- 移送用具（担架、ストレッチャー等）

**（2）防災教育の充実**

施設管理者は、施設職員及び入（通）所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的  
に実施するとともに、各施設が策定する防災計画について周知徹底に努める。

**（3）防災訓練の充実**

施設管理者は、施設職員及び入（通）所者に対し、消防署や地域住民等との合同訓練、  
夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的  
に実施するよう努める。特に福祉避難所として指定を受けている施設  
においては、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要  
配慮者などの受入を想定した開設訓練を実施するものとし、本町は  
これを促進する。

**（4）地域との連携**

施設管理者は、災害発生直後の入（通）所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設  
の運営及び入所者の生活の安定について、協力が得られるよう平常時  
から近隣の区やボランティア団体との連携に努める。

**（5）町の支援**

町は、次に示す支援を行う。

- 町は、施設の立地環境による災害危険性（洪水、土石流、急傾斜、地すべり、雪崩等）を把握し、当該情報を施設に提供する。
- 町は、施設との緊急連絡体制を整備する。
- 町は、施設に避難勧告等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。
- 町は、施設に防災気象情報の提供を行う。

## 第2編 災害予防

### <第4節 災害時の要配慮者の安全確保>

#### 2 施設の安全性の強化

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行うとともに、定期的に防災設備の点検を実施するなどにより、施設の安全性の維持、強化を図る。

### 第3 在住外国人に対する安全確保

町は、町内在住外国人が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の取組みを推進する。

#### 1 在住外国人の所在把握

災害時において在住外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援が実施できるよう、平常時から在住外国人の所在についての把握に努める。

#### 2 防災知識の普及・啓発

外国語に翻訳した防災に関するパンフレットを作成、配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、町ホームページ等の広報媒体を通じて生活情報や防災情報など日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供に努める。

#### 3 防災訓練の実施

在住外国人の防災への認識を高めるため、在住外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

#### 4 通訳・翻訳ボランティアの確保

在住外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアの確保に努める。

#### 5 誘導標識、避難所案内板等の設置

誘導標識、避難所案内板等について、地図やアルファベットを併記するよう努める。



## 第5節 その他の災害予防対策の推進

### 第1 孤立化集落対策

山間集落では、地震や大雨等により道路が被災し、さらに通信が途絶し、孤立化するおそれがあるため、事前に集落の状況を把握し、道路危険箇所の対策、無線通信手段の確保、孤立時の備え、救援対策等を検討しておく必要がある。

このため県の「災害時における孤立化集落対策指針」等を参考に、次の対策に取り組む。

#### 1 孤立化のおそれのある集落の把握

町は、地震や風水害によって、道路や通信手段が途絶し、孤立化が予測される集落について、事前の把握に努める。なお、孤立化のおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

- 集落につながる道路等において迂回路がない。
- 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。
- 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- 土砂災害危険箇所や雪崩危険箇所が道路に隣接し、通行途絶となる可能性が高い。
- 架空線の断絶等によって、有線通信が途絶する可能性が高い。
- 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

#### 2 孤立化対策

##### (1) 町

孤立化のおそれのある集落について、次の対策を進める。

- 集落の代表者（区長、自主防災会長、消防団員等）を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。
- 集落内に学校、駐在所、通信会社、電力会社等の関係機関がある場合には、それらの持つ通信手段を確認し、災害時の活用方法を調整しておく。
- アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携に努める。
- 停電時でも防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。
- 一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。
- 救助や物資投下等のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。
- 水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も積極的に推進する。また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充を進める。

## 第2編 災害予防

### <第5節 その他の災害予防対策の推進>

#### (2) 道路管理者（町、中之条土木事務所、高崎河川国道事務所）

孤立化するおそれのある集落に通じる道路の防災工事（法面崩壊対策や橋梁の耐震化対策等）に計画的に取り組む。

#### (3) 土砂災害及び雪崩防止事業実施者（県、国）

孤立化のおそれのある集落に隣接する土砂災害危険箇所、雪崩危険箇所の対策工事に計画的に取り組む。

## 第2 大規模事故の予防

鉄道事故及び道路事故により発生が懸念される大規模事故災害に対して、鉄道事業者、道路管理者及び町等が講ずる予防対策を以下に示す。

### 1 鉄道事故災害予防対策

鉄道事業者は、次の予防措置を構ずる。

#### (1) 鉄道交通の安全のための情報の充実

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うなどして、事故防止に関する知識を広く一般に普及させるよう努める。

#### (2) 鉄道の安全な運行の確保

##### ア 列車防護用具の整備等

事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路等の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築物等を設置してはならない範囲の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

##### イ 職員の教育訓練等

乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適正検査の定期的な実施に努めるものとする。

##### ウ 施設の点検・監視

土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努める。

#### (3) 鉄道車両の安全性の確保

##### ア 検査精度の向上

新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図ると

もに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

#### イ 各種データの分析

鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。

#### (4) 通信手段の確保

事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。

#### (5) 救助・消火体制の整備

事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備や消防機関との連携の強化に努める。

#### (6) 緊急自動車の整備

公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

#### (7) 事故災害訓練

事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察、消防を始めとする県及び町の防災訓練に積極的に参加するよう努める。また、防災関係機関と相互に連携した訓練を実施する。

訓練にあたっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。また訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

#### (8) 事故原因の調査研究と安全対策への反映

事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察、消防等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄道事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。

## 2 道路事故災害予防対策

道路管理者（町、中之条土木事務所、高崎河川国道事務所）等は、次の対策を実施する。

#### (1) 気象・地象・水象の情報の収集・伝達

気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、前橋地方気象台と協力して情

## 第2編 災害予防

### <第5節 その他の災害予防対策の推進>

報を活用できる体制の整備を図る。

#### (2) 異常現象の発見及び情報提供

道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

#### (3) 道路施設の整備

次により道路施設の整備を図るものとする。

- ▶ 道路施設の点検を通じ、道路施設の現況の把握に努める。
- ▶ 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- ▶ 道路施設の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- ▶ 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

#### (4) 消火活動体制の整備

消防機関等と平常時から機関相互間の連携の強化を図る。

#### (5) 防災訓練

防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。また、県、警察、消防と相互に連携した訓練を実施するものとする。訓練に当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

#### (6) その他の対策

##### ア 危険物等防除資機材の整備

危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

##### イ 応急復旧活動体制の整備

施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

##### ウ 災害復旧への備え

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

##### エ 防災知識の普及

道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

##### オ 再発防止対策の実施

原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

### 第3 県外の原子力施設事故の予防

#### 1 情報の収集・提供の推進

##### (1) 情報の収集・提供の推進

町は、県外に立地する原子力発電所などの原子力施設の事故に対し、県や防災関係機関からの情報の収集を行い、住民が必要とする多様な情報の提供に努める。

##### (2) 情報の分析整理

町は、収集した情報について、必要に応じ県の協力を仰ぎ、又は専門家の意見を聞き、分析整理に当たる。

#### 2 放射線モニタリングの実施

##### (1) 環境放射線モニタリングの実施

町は、県外原子力施設事故発生時における環境評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時の町内における放射線モニタリングの実施を検討する。

##### (2) モニタリング機器等の整備・維持

町は、平常時又は県外原子力施設事故発生時における町内の環境に対する放射線の影響を把握するため、可搬型測定機器等の放射線モニタリング機器等の整備を検討する。

##### (3) モニタリング体制の整備、要員の確保・育成

町は、県外原子力施設事故発生時のモニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

##### (4) 関係機関が実施する環境放射線モニタリング情報の収集

町は、県外原子力施設事故発生時のモニタリングに関し、国、県を通じ、他市町村、原子力事業者、原子力施設が立地する県や環境放射線モニタリング実施機関等からの情報収集に努める。

## 第2編 災害予防

### <第5節 その他の災害予防対策の推進>

## 第4 林野火災の予防

林野は、木材その他の林産物を供給するとともに町土を保全し、水源をかん養し、保健と休養の場となるものであるが、最近では観光、レクリエーション等の利用が急速に増してきたことなどから林野の保全、特に林野火災に対する予防対策は急を要するところである。さらに近年、多発し大型化している林野火災に対し、予防活動と消火活動が適切に実施できるよう計画するものとする。

### 1 防火に資する林道の整備

県及び関東森林管理局は、林野火災の延焼防止に資する林道の整備を図る。

### 2 監視パトロール等の強化

町は、県及び関東森林管理局と連携して、林野火災多発時期における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。

### 3 林野火災消火体制の整備

消防機関は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械器具の整備促進に努める。

### 4 防災訓練の実施

消防機関は、大規模林野火災を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施するとともに、消防、町、警察、自衛隊、林業関係機関、地域住民等が相互に連携して実施する。

訓練に当たっては、被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等、様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 第5 被災地支援対策

### 1 被災地支援対策

町は、被災自治体への早期の支援打診や派遣職員の効率的な支援業務実施のための準備に努める。また、被災地の特産物等の販売促進のため、被災者が本町で行うイベント等への参加について、支援体制をつくる。

### 2 本町以外の被災した他地域からの避難者の受入れ対策

町外からの避難者が安心して生活が送れるように、町営住宅等の優先利用を行い、必要に応じて民間宿泊施設への協力要請を行う。

## 第6 業務継続体制の整備

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

そのため、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは業務基盤を早期に立ち上げるための業務継続計画（BCP）の策定に取り組むなど、大規模災害発生時においても適切な業務の執行を図る。

### 1 業務継続計画（BCP）の策定

#### （1）BCPの役割

BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。

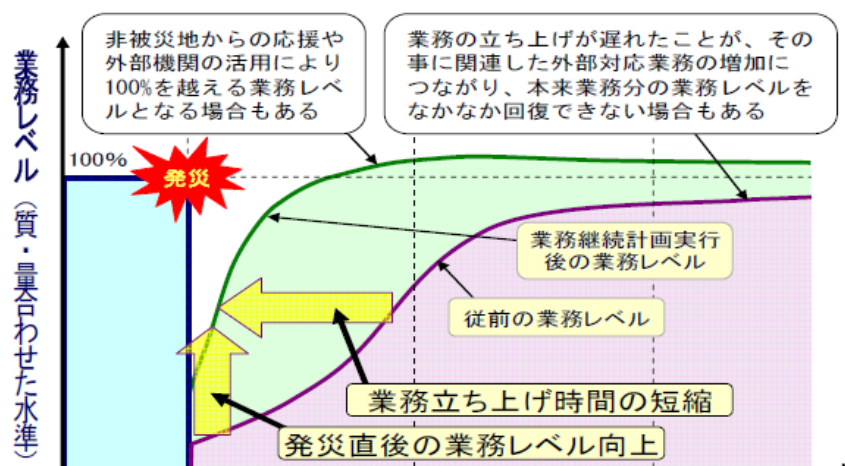
その内容は、業務のバックアップのシステムや業務遂行場所の確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。

業務継続の取り組みは、以下の特徴をもっている。

#### ■BCP策定に際しての配慮事項

- ・ 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
- ・ 被災後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
- ・ 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- ・ 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
- ・ 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
- ・ 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の応急対策判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

#### ■BCP策定による業務の確保と早期復旧のイメージ図



## 第2編 災害予防

### <第5節 その他の災害予防対策の推進>

#### (2) 庁舎の代替施設

町は、町役場が被災した場合の代替施設として山村開発センターを定めている。

#### (3) 災害時の優先業務の決定及び応援可能リストの作成等

各課は、業務を継続するために必要な個別具体的な計画の策定を推進する。

総務課は、各課が定めた計画を踏まえて、全体的な計画を策定し、改訂等の継続的な管理を行う。

## 2 業務継続に必要な文書等の保存

各課は、非常時でも迅速に業務に必要な文書を活用できるよう文書の適正管理を行う。

また、業務継続のために重要な個人情報を含む電子情報のバックアップを確実に行うとともに、適切なデータ管理を行う。